

事務連絡
令和2年5月19日

各都道府県特別定額給付金担当部長 殿
各指定都市特別定額給付金担当部長 殿

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室長

特別定額給付金事業における在留資格や在留期間の変更等があった
外国人に係る取扱いについて

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本事業における在留資格や在留期間の変更等があった外国人に係る取扱いについて、以下のとおりお知らせしますので、事業の実施に当たり十分御留意いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市を除く）に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 我が国に在留する外国人のうち、基準日（令和2年4月27日）前に住民基本台帳に記録され、基準日以前に在留資格が「短期滞在」に変更となったり、3か月以下の在留期間が決定されるなどして、結果として住民基本台帳から消除された者であって、基準日後において再度在留資格や在留期間が変更となり、住民基本台帳に記録されるに至った者については、基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったものとして取り扱うこととして差し支えないこと。

2 上記1による取扱いに当たっては、以下によられたいこと。

- (1) 現に住民基本台帳に記録されている外国人であって、基準日前に住民基本台帳に記録され、その後在留資格や在留期間が変更となり、基準日において住民基本台帳から消除されていた者から、特別定額給付金の給付を希望する旨の申出を受けた市区町村は、当該者及び住民基本台帳に記録されている世帯員（以下「世帯員」という。）に係る申請書を、当該者の属する世帯の世帯主に送付する。
- (2) その際、当該者及び世帯員が基準日前に住民基本台帳に記録されていたことを確認する。具体的には、例えば当該者及び世帯員が基準日前に在留資格や在留期間が変更になった際に地方出入国在留管理官署から返却を受ける穿孔処理された在留カードの提示を求める方法や、基準日前において最後に住民票があった市区町村における除票を確認する方法による。

(担当者連絡先)
総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室 樺、大和田
TEL:03-5253-5111 (内線) 21269、21251

(別添)

【給付対象者のイメージ（例）】



- 在留期間変更①により、住民票が消除されることから、基準日において住民基本台帳に記録されていない状態となるが、在留期間変更②により、住民票が作成され、住民基本台帳に記録されている状態となる。
- このような者については、「特別定額給付金給付事業について」（令和2年4月30日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室長発事務連絡）により通知した「特別定額給付金給付事業実施要領」第1章第3における「基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの」に該当し、給付対象者として取り扱うこととして差し支えないとするものである。

事務連絡
令和2年5月19日

各都道府県特別定額給付金担当部長 殿
各指定都市特別定額給付金担当部長

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室長

特別定額給付金事業における難民認定申請をしている者の
子に係る取扱いについて

特別定額給付金支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本事業における難民認定申請をしている者の子に係る取扱いについて、以下のとおりお知らせしますので、事業の実施に当たり十分御留意いただきますようお願ひいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市を除く）に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 訪日し入国したうえで難民認定申請をする者については、まずは申請から2か月以内に簡易審査が行われ、その間、日本国内での滞在が認められる。その後、難民認定に係る審査が行われている間、3か月以内の在留期間が認められ、同様に3か月以内の在留期間が1回更新された後、3か月を超えた中長期の在留が認められる運用となっているところ。

難民認定申請をしている者に子が出生した場合、当該子については、親の在留期間によらず、出生後に難民認定申請を行った時点から同様の取扱いをとることとなる。このため、親が中長期の在留を認められ、住民基本台帳に記録される場合であっても、子については、住民基本台帳に記録されず、結果として特別定額給付金の支給対象外となっている場合がある。

このような子については、難民認定申請のプロセス上、中長期の在留を認められず、結果として住民基本台帳に記録されない状態にあるが、実態としては親と同様に中長期の在留が予定され、一定期間経過後には、親と同様に住民基本台帳に記録される状態に至ることが想定されるため、基準日において住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして、給付対象として差し支えないこととする。

2 上記1による取扱いに当たっては、以下によられたい。

- (1) 当該市区町村に住民票を有する難民認定申請を行っている者から、その者の子であって、住民票を有しない難民認定申請を行っている者について特別定額給付金の給付を希望する旨の申出を受けた市区町村は、当該子に係る申請書を、申出者が属する世帯の世帯主に送付する。
- (2) その際、①当該申出者が難民認定申請を行っている者であることを確認するとともに、②当該申出者と当該子の親子関係を確認する。具体的には、①については、例えば当該申出者の在留カード及び難民認定申請受付票の提示を求める方法が考えられる。また、②については、出生証明書や母子健康手帳により確認する方法が考えられる。

(担当者連絡先)

総務省自治行政局地域政策課

特別定額給付金室 榎、大和田

TEL:03-5253-5111 (内線) 21269、21251

(別添)

【給付対象者のイメージ】

- 訪日し、難民認定を申請する者については、まずは申請から2か月以内に簡易審査が行われ、その間、日本国内での滞在が認められる。
- その後、審査が行われている間、3か月以内の在留が認められ、同様に3か月以内の在留期間が1回更新された後、3か月を超えた中長期の在留が認められる運用となっている（なお、中長期の在留が認められない場合もある）。



- 難民認定申請中に中長期の在留が認められた者の日本国内で出生した子については、出生後に難民申請をした時点から、上記の簡易審査から中長期の在留までのステップを踏むこととなる。



- 上記のケースにおいて、子が中長期在留に至っていない場合には、住民基本台帳に記録されていない状態にあり、子については給付対象とはならない。
- 一方で、当該子については、難民認定の手続上、やむなく短期の滞在となっているものであり、実態としては親と同様に中長期の在留が予定され、一定期間経過後には住民基本台帳に記録される状態に至ることが想定されることから、基準日において住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして、給付対象者として取り扱うこととして差し支えないとするものである。

令和2年5月20日
出入国在留管理庁

新型コロナウィルス感染症の影響により帰国が困難な中長期在留者及び元中長期在留者からの在留諸申請の取扱いについて

これまで出入国在留管理庁においては、新型コロナウィルス感染症の影響により帰国が困難な中長期在留者については、帰国ができるまでの間、「短期滞在（90日）」又は「特定活動（3ヶ月）」の在留資格を許可してきました。

しかしながら、依然として帰国が困難な状況が続いていることから、今後は、帰国が困難な中長期在留者については、「特定活動（6ヶ月）」を許可することとします（別紙1参照）。これに伴い、現在、3ヶ月以下の在留資格をもって在留中の元中長期在留者（「特定活動（出国準備）」で在留する外国人を除く。）についても、次回の在留期間更新許可申請等において、「特定活動（6ヶ月）」を許可することとします。

また、帰国が困難な留学生で就労を希望する方には、週28時間以内の就労（アルバイト）を認めることとします。

なお、東京出入国在留管理局の管轄区域に居住する方からの一部の申請については、申請窓口の混雑を防止するため、本年6月30日（必着）までの間、原則として、東京出入国在留管理局宛ての郵送による申請に限って受け付けます（詳しくは、別紙2参照）。また、元技能実習生の方からの申請については、監理団体等が取りまとめた上で申請等取次を行っていただいて差し支えありません。

(別紙1)

帰国が困難な中長期在留者に決定する在留資格

(5月21日以降の新規取扱い)

- ① 「留学」の在留資格で在留していた方、又は、在留している方（就労を希望される方）
現行「短期滞在（90日）」
⇒ 「特定活動（週28時間以内のアルバイト可・6か月）」
(※) 令和2年1月1日以降に教育機関を卒業（修了）した方に限られます。
(※) 「留学」の在留期間内で資格外活動許可を受けている方は、教育機関を卒業した後であっても、改めて許可を受けることなく、週28時間以内のアルバイトが可能です。
- ② 「技能実習」及び「特定活動（※）」の在留資格で在留していた方、又は、在留している方（就労を希望される方）
(※) インターンシップ（9号）、外国人建設就労者（32号）、外国人造船就労者（35号）、製造業外国従業員（42号）
現行「特定活動（就労可・3か月）」
⇒ 「特定活動（就労可・6か月）」
- ③ その他の在留資格で在留中の方（上記①及び②の方で就労を希望しない場合を含む。）
現行「短期滞在（90日）」
⇒ 「特定活動（就労不可）・6か月」

（以下の取扱いについては、従前のとおり。）

- ① 「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格で在留中の方で、雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方
<http://www.moj.go.jp/content/001319520.pdf>
- ② 繼続就職活動中又は内定待機中の方
<http://www.moj.go.jp/content/001318289.pdf>
- ③ ワーキングホリデーで在留中の方
<http://www.moj.go.jp/content/001319466.pdf>
- ④ E P A看護師・介護福祉士候補者等で在留中の方
<http://www.moj.go.jp/content/001319719.pdf>

申請手続について
〔東京出入国在留管理局〕

1 申請手続

(1) 郵送による申請手続

東京出入国在留管理局の管轄区域に居住する方(※)であって、以下のアからエのいずれかに該当する方が対象となります。

- ア 現在「留学」の在留資格を有する方であって、帰国が困難なために本邦での在留の継続を希望する方
- イ 中長期在留者として在留していた元留学生であって、帰国が困難なため、現在「短期滞在(90日)」で在留されている方
- ウ 「家族滞在」又は「短期滞在」で在留している上記ア又はイの配偶者及び子
- エ 中長期在留者として在留していた元技能実習生(元外国人建設就労者及び外国人造船就労者を含む。以下同じ。)であって、帰国が困難なため、現在「短期滞在(90日)」又は「特定活動(3ヶ月)」で在留されている方

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

(2) 出頭による申請手続

上記1(1)に該当する方以外の方が対象となります。

なお、郵送による申請手続の対象となる方は出頭による申請は受け付けませんのでご注意ください。

(※) 上記(1)アからウに該当する方については、在留カードを受け取るために東京出入国在留管理局(東京都港区港南5-5-30)に出頭していただくことになりますので、横浜支局又は出張所での受取りを希望する方は、居住地を管轄する横浜支局又は出張所に出頭して申請を行ってください(郵送により申請を行った方は横浜支局又は出張所において在留カードを受け取ることはできませんのでご注意ください。)。

2 郵送先

(1) 上記1(1)アからウのいずれかに該当する方

東京出入国在留管理局留学審査部門（特定活動申請担当）

住所：〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

※ 次のURLから郵送先を印刷して、封筒に貼付していただくことができます。

<http://www.moj.go.jp/content/001320108.xlsx>

(2) 上記1(1)工に該当する方

東京出入国在留管理局在留管理情報部門おだいば分室（特定活動申請担当）

住所：〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11
東京港湾合同庁舎9階

3 提出資料

次の共通資料及び個別資料を郵送してください。

(1) 共通資料

ア 在留資格変更許可申請書（様式U（その他））又は在留期間更新許可申請書（様式U（その他））

※1 顔写真を必ず貼付してください。

※2 上記1(1)ア、イ及びウに該当する方、又は上記1(1)工に該当する方であって、就労を希望されない方は、次のURLを参考にしてください。

(在留資格変更許可申請)

<http://www.moj.go.jp/content/001290191.xlsx>

※3 上記1(1)工に該当する方であって、就労を希望される方は、次のURLを参考にしてください。

(在留資格変更許可申請)

<http://www.moj.go.jp/content/001290195.xlsx>

(在留期間更新許可申請)

<http://www.moj.go.jp/content/001290238.xlsx>

イ 帰国が困難であることについて、合理的な理由があることを確認できるもの（任意の様式）

ウ 在留カードの両面の写し（交付を受けている場合）

※ 在留カード原本は送付しないでください。

エ 旅券の写し（身分事項の記載のある頁）

※1 在留資格「短期滞在」で在留中の方は、最新の許可シールが貼付されている頁の写しも提出してください。

※2 旅券原本は送付しないでください。

才 申請等取次者が郵送する場合は申請等取次者証明書の
写し

(2) 個別資料

- 上記1(1)ア, イ及びウのいずれかに該当する方。

ア 令和2年1月1日以降に教育機関を卒業（又は修了）した
証明書（上記1(1)ウの方については、申請者の配偶者又
は親の上記証明書が必要となります。）

イ 提出書類チェックリスト

※ 様式は、次のURLを参考にしてください。

<http://www.moj.go.jp/content/001320106.pdf>

※ 就労希望の有無については、今後、在留期間内に希望する可能性があ
れば、希望ありにチェックしてください。

- 上記1(1)工に該当する方

ア 監理団体又は受入れ機関（後者は企業単独型の場合に限る。）
が作成した理由書

イ 受入れ機関との就労に係る雇用契約に関する書面（雇用契
約書、雇用条件書の写し等）

※ 従前と就労先が同じ場合は、雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇
用条件書の写し等）は不要となります。

ウ 収入印紙を貼付した手数料納付書

<http://www.moj.go.jp/content/000099903.pdf>

※ 必ず手数料納付書に収入印紙（4,000円）が貼付されていること、
手数料納付書の署名欄に申請人の署名がなされていることを確認してく
ださい。

エ 提出書類チェックリスト

※ 様式は、次のURLを参考にしてください。

<http://www.moj.go.jp/content/001320107.pdf>

オ 返信用封筒（宛名・送付先住所・簡易書留代金分の切手を
貼付してください。レターパックでも差し支えありません。）

- 上記1(1)アからエのいずれにも該当しない方

滞在費等支弁に係る資料

4 結果受取り

(1) 上記1(1)アからウに該当する方

郵送で申請を行った方については、窓口の混雑を防止するため、申請の結果をお知らせする際に、出頭日時を指定させていただきます。

また、横浜支局又は出張所に出頭して申請を行った方は、申請当日（原則当日交付）に御説明します。

(2) 上記1(1)工に該当する方

郵送で在留カードを交付しますので、出頭していただく必要はありません。

5 郵送受付期間

本年6月30日（火）必着

（受付期間を延長する場合は、HPでお知らせします。）

6 留意点

- (1) 簡易書留郵便にて郵送してください。なお、誤って郵送された場合は返送することになりますので、御注意ください。
- (2) 封筒の表面に「特定活動関係書類在中」と記載してください。
- (3) 当該出頭日時における来庁が難しい場合は、通知書に記載された連絡先までお電話ください。発熱等の体調不良があるときの来庁はお控えください。
- (4) 同じ封筒で複数の申請を行う場合は、国籍・地域、氏名、旅券番号等が記載された名簿（任意の様式）を同封し、封筒の表面に「複数申請書在中」と記載してください。